

在外選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

年 月 日

長野市選挙管理委員会委員長 宛

申出者

氏名又は名称
及び代表者名

住所又は所在地

電話番号

（申出者が政党その他の政治団体である場合にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）

下記のとおり、政治活動（選挙運動を含む。）をするため、在外選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 閲覧希望日時	年 月 日 () 時 分
2 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
3 閲覧事項の利用の目的	（できる限り具体的な閲覧目的を記載すること。）
4 閲覧者の氏名及び住所	氏名
	住所
	氏名
	住所
5 閲覧事項の管理の方法	（管理責任者、管理体制及び廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。）
6 閲覧対象者の範囲及び件数	閲覧総数 人分
7 閲覧者に関する事項	（閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨の記載をすること。）

申出者が公職の候補者等であるとき	
8 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。)
9 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第 30 条の 12 において準用する法第 28 条の 2 第 4 項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
10 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	
11 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第 30 条の 12 において準用する法第 28 条の 2 第 7 項の規定による申出を <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備考	(添付書類について記載すること。規則第 2 条の 2 第 1 項において準用する公職選挙法施行規則第 3 条の 2 第 2 項ただし書の規定により同項第 2 号ロに掲げる政治活動の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者(少なくとも 1 人)の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

備考

- この様式は、法第 30 条の 12 において準用する法第 28 条の 2 第 1 項の規定により、公職の候補者等又は政党その他の政治団体が、政治活動(選挙運動を含む。)のために在外選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 上記の欄中 4 の住所は、閲覧者の居住地である住所を記入するもの。
- 上記の欄 9 及び 11 中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。
- 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。
- この申出書は、閲覧希望日の 3 日前までに提出しなければならない。
- 閲覧承認の可否については、選挙管理委員会で閲覧の申出を受けた後に決定し、閲覧申出者に通知いたします。

その三

候補者閲覧事項取扱者に関する申出書

年 月 日

長野市選挙管理委員会委員長 宛

申出者 氏名
住所
(電話番号)

閲覧事項を申出者及び閲覧者以外の者に取り扱わせる必要があるため、法第 30 条の 12 において準用する法第 28 条の 2 第 4 項の規定に基づき、閲覧事項を取り扱う者として、下記のとおり申し出ます。

氏 名	住 所

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。

承認法人に関する申出書

年 月 日

長野市選挙管理委員会委員長 宛

申出者

政党その他の政治団体の名称

代表者の氏名

主たる事務所の所在地

（電話番号）

閲覧事項を下記の法人に取り扱わせる必要があるため、法第 30 条の 12 において準用する法第 28 条の 2 第 7 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

1 法人の名称	
2 法人の代表者の氏名	
3 法人の主たる事務所の所在地	
4 法人に閲覧事項を取り扱わせる事由	(その必要性等について具体的に記載すること。)
5 承認法人閲覧事項取扱者の範囲	
6 法人における閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。)
7 閲覧者に関する事項	(法第 30 条の 12 において準用する法第 28 条の 2 第 9 項において読み替えて適用される同条第 1 項の規定により承認法人閲覧事項取扱者を閲覧者とする場合には、当該閲覧者が法人の役職員又は構成員であって当該法人が指定する者である旨を記載すること。)

備考 「申出者」欄には、申出者の署名その他の措置を行わなければならない。